

北海道地方における流域治水のあり方検討会

規約

(名称)

第1条 本会は、「北海道地方における流域治水のあり方検討会（以下「検討会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 検討会は、「平成28年8月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会」の報告、「北海道地方における気候変動予測（水分野）技術検討委員会」及び「北海道地方における気候変動を踏まえた治水対策技術検討会」での検討を踏まえ、さらに先駆的な検討を進め、北海道の気候、土地利用状況、文化などを踏まえた北海道地方における流域治水のあり方について検討することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、学識経験を有する者等のうちから、国土交通省北海道開発局長及び北海道知事が任命する。

(委員会)

第4条 検討会には委員長を置くこととし、委員のうちから、国土交通省北海道開発局長及び北海道知事が指名する。

- 2 委員長は、検討会の会務を総括する。
- 3 検討会は、原則として非公開で行うものとする。
- 4 検討会配布資料は、ホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により、公開することが適当でないとは判断されるものについては、公開しないものとする。
- 5 検討会における議事要旨については、検討会後速やかに作成し、あらかじめ委員長及び出席委員に確認の上、ホームページで公開するものとする。
- 6 検討会には、参考意見聴取のためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、北海道開発局建設部河川計画課及び北海道建設部土木局河川砂防課に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が検討会に諮って定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年1月12日より施行する。